主催者展示（テーマ館・園芸文化館）の図録企画・編集・制作・出版および販売業務委託プロポーザル実施要領

（趣旨）

第１条　「主催者展示（テーマ館・園芸文化館）の図録企画・編集・制作・出版および販売業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会プロポーザル実施事務要領（以下「実施事務要領」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1)　当該事業の概要等
(2)　プロポーザルの手続き
(3)　プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
(4)　評価委員会及び評価に関する事項
(5)　その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

(1)　当該業務の実施体制
(2)　予定技術者の経歴等
(3)　業務の実施方針及び業務工程
(4)　提案内容
(5)　その他当該業務に必要な事項

（評価）

第４条　プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　業務実施体制
(2)　提案内容
(3)　ヒアリング
(4)　ワーク・ライフ・バランスに関する取組等

２　プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

３　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第５条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1)　評価項目（着目点含む）及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(2)　提案書の評価

(3)　ヒアリング

(4)　評価の集計及び報告

２　委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長　　財務部　経理課　課長

副委員長　プロモーション企画部　プロモーション企画課　課長

委員　　企画調整部　企画調整課　課長

推進部　推進課　課長

プロモーション企画部　プロモーション企画課　課長

３　委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

４　評価委員会は、委員の５分の４以上の出席がなければ開くことができない。

５　委員が欠席した場合、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。

６　委員長は、評価結果を公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会 入札等参加資格審査･業者選定第２委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第６条　選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1)　評価委員の採点が適正に行われたこと

(2)　評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと

(3)　評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4)　特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5)　その他必要な事項

附 則

この要領は、2026 年 11 月 6 日から施行する。